

令和7年度名古屋圏における四日市の魅力発信（情報発信）業務委託  
仕様書

1 目的

本事業は、四日市市（以下、「本市」という。）が、東海エリアにおける西の中核都市として存在感を示し、市内外の人に「選ばれるまち」となり、今後も持続的に発展していくために、本市の認知度及び都市イメージを向上させることを目的とする。

また、本市の魅力や優位性を市内外に効果的に発信し、三重県をリードする都市として、市外・県外からの評価を得ることにより、市民が本市を誇りに思う意識を醸成する。

2 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

3 業務場所

名古屋市内等、観光交流課

4 委託業務の概要及び内容

(1) 本業務のプロジェクト実施計画の作成

本業務の実施内容、スケジュール、体制等を記載したプロジェクト実施計画書を作成すること。

(2) 本市の魅力を発信する取り組み

(1) に定める業務の目的等の達成のために、予算額の範囲内で、以下①～③に挙げる広報手法を用い、戦略的に実施する。

①地上波PR事業

本市の魅力を在名テレビジョン放送局による情報番組等の地上波テレビ番組で効果的に発信する。在名テレビジョン放送局とは、少なくとも東海3県（愛知・岐阜・三重）を放送エリアとする、中京テレビ、CBCテレビ、東海テレビ、名古屋テレビ、テレビ愛知を想定。放送した番組は、番組放送後も一定期間、見逃し配信やYouTube等の動画配信サービスで視聴できるようにすること。また、放送にあたっては景品表示法を遵守すること。

②デジタルサイネージ事業

名古屋駅構内などのデジタルサイネージなどで本市のPR映像を放映する。

放映場所：

(1) 名古屋駅中央コンコースサイネージセット

(参考：<https://www.jrta.co.jp/pdf/mediadiv/2023/P49.pdf>)

(2) 近鉄名古屋アーバンビジョン

(参考：[https://www.ad-kintetsu.co.jp/wp/wp-content/themes/custom-theme/assets/attachment/transit\\_sub/digital\\_signage/media03.pdf](https://www.ad-kintetsu.co.jp/wp/wp-content/themes/custom-theme/assets/attachment/transit_sub/digital_signage/media03.pdf))

放映期間：のべ14日間以上

### ③鉄道広告を用いた情報発信事業

鉄道広告を用いて効果的に本市の魅力を発信する。

掲出期間：のべ2ヶ月程度

掲出範囲：名古屋市内を含む鉄道路線

- ・掲出内容については事前に委託者と調整すること。
- ・広告掲出先の事業者と広告掲出の確認を行うこと。

＜広告媒体の例＞

媒体名	サイズ	枚数等
中吊りポスター	B3	140枚
ドア横ポスター	B3	80枚
ドア上ポスター	H162mm×W1,020mm	40枚
ドアステッカー	H165mm×W200mm	80枚
窓ステッカー	H165mm×W200mm	40枚
扉下ステッカー	H700mm×W500mm	32か所
車外B2ステッカー	B2	32か所

### ④その他のPR事業

②の放映場所以外でのデジタルサイネージやインターネットバナー広告の掲出、ラジオ番組での本市の魅力発信など、①②③以外で効果的かつ効率的な手法を用いた本市のPR事業を提案すること。

### (3) メディアへの露出向上の取り組み

メディアへの露出を高めるため、四日市市政記者クラブ以外へも随時プレス発表資料を送付し、メディアに放送、掲載等されるような体制を構築すること。

### (4) 月次、年度末報告

本業務の進捗状況、課題、成果等を本市と共有するため、定期的な打合せを行うこと。また、年度末には本業務総括の報告を行うこと。

なお、それぞれの報告にあたっては、メディアに取り上げられた情報のクリッピング及びモニタリングを行い、メディアの件数や広告換算額を検証すること。パフォーマンス効果として、SNS等をはじめとした反響についても測定すること。

## 5 成果物の納品

納品成果物は以下の通りとする。各ドキュメントの記載事項等については、本市の承認を得ること。納品は、(1)～(5)、(7)～(10)の書面とそのデジタルデータ、(6)を格納した電子媒体(DVD-R等)を2部とする。

- (1) プロジェクト実施計画書(実施内容、スケジュール、体制等)
- (2) 地上波テレビ番組放送に関する企画書、PR素材等
- (3) デジタルサイネージ事業に関する企画書、PR素材等

- (4) その他の PR 事業に関する企画書、PR 素材等
- (5) メディアへのプレス発表実績報告書
- (6) 映像データ(PC 再生用データ、マスターデータ、撮影データ含む)
- (7) 映像データ配信実績報告
- (8) 効果測定資料
- (9) 各種打ち合わせ議事録
- (10) その他、本市が必要と認める資料

## 6 著作権

- (1) 受託者（以下、「乙」という。）は、契約の履行の成果物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。以下「成果物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該成果物に係る乙の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時に委託者（以下、「甲」という。）に無償で譲渡するものとする。
- (2) 乙は、成果物が著作権に該当するとしないとにかかわらず、甲が次の各号に掲げる行為をすることについて同意するものとする。
  - ・ 成果物の内容を自由に公表すること。
  - ・ 成果物の利用目的の実現のために必要な範囲でその内容を改変すること。
- (3) 乙は、成果物が著作権に該当するとしないとにかかわらず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
  - ・ 成果物に乙の実名又は変名を表示すること。
  - ・ 成果物の内容を公表すること。
  - ・ 成果物を使用又は複製すること。
- (4) 乙は、乙が契約を履行する上で開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、甲が別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することに同意するものとする。
- (5) 成果物が、甲以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、乙が確認すること。万一、関係者その他第三者から、異議、苦情、損害賠償請求等があった場合、弁護士費用も含め、乙の責任においてこれら进行处理すること。
- (6) 契約期間に関わらず、今後、本業務の成果物に関する一切の二次使用料については、本契約金額に含むものとする。

## 7 履行報告

実績について、書面にて報告を行うものとする。

## 8 委託料の支払い方法

部分払の回数 9 回以内及び完了払。

## 9 一括委託の禁止

乙は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

また、乙は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

## 10 その他

本業務にかかる一切の経費について、乙が負担するものとする。

本業務に必要な資機材は、乙が用意すること。

本業務にかかるスケジュールについて、契約後、乙は速やかに甲と協議すること。

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

## 【 注意事項 】

### (1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

### (2) 暴力団等不当介入に関する事項

#### 1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

#### 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

### (3) 障害者差別解消に関する事項

#### 1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

#### 2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。